

うますぎる栗東大使設置要領

(設置)

第1条 本市の魅力等を広く紹介し、本市の都市イメージアップ及び知名度の向上を図るため、広報大使として、うますぎる栗東大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 本市の出身者又は本市にゆかりのある者で、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等の様々な分野において活躍している者

(2) その他市長が必要と認める者

2 市長は、大使が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

(1) 辞任の申し出があったとき

(2) 大使としてふさわしくない行為等があったと認められるとき

(任期)

第3条 大使の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動)

第4条 大使の活動は、次の各号に定めることとする。

(1) 本市の魅力等を広く紹介し、市のイメージの向上を図ること

(2) 本市が実施又はシティセールス活動として認定する行事や事業等へ参加すること

(3) 本市が発行又はシティセールス活動として認定する事業等の印刷物、ホームページ等への肖像や作品などの使用の許可に関すること

(4) その他市長が必要と認める活動

2 前項の活動において、市は、必要な情報提供等の支援を行うものとする。

3 第1項の活動のうち、委嘱を受けた者が無報酬で行う活動は、本人が可能な範囲で活動に努めれば足りるものとし、何らの義務、責任を負わないものとする。

(報酬等)

第5条 大使は無報酬とする。

2 大使の活動の一環として行う行事や事業等への参加又は肖像権や著作権に関し、費用が発生するものについては謝金及び旅費等を支払うものとする。

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、政策推進部広報課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、大使の設置に関し必要なことは、市と大使、又はその所属する事務所等の関係者が協議して決めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。